4月から納税がさらに便利に

コンビニ収納が始まります

平成26年4月以降に発行する納付書(過年分は除く)からは、町の窓口や金融機関のほか、コンビニエンスストア(以下「コンビニ」)でも納付できるようになります。休日や夜間などいつでも納付でき、支払い手数料もかかりませんので、ぜひご利用ください。

■コンビニで納付できる税金や各種料金

・町県民税(普通徴収)　・固定資産税　・軽自動車税
・国民健康保険税　・介護保険料　・後期高齢者医療保険料
・町営住宅使用料　・上下水道料

■コンビニで使用できない納付書

○バーコードの印字がないもの
○金額を訂正したもの
○平成26年3月以前に発行されたもの
○納期限を過ぎたもの
○納付書のミシン目を切り離したもの
○破れ・汚れなどでバーコードが読み取れないもの
○納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの

■納付書の様式が変わります

コンビニ収納の開始により、町県民税(普通徴収)、固定資産税、国民健康保険税、および介護保険料の納付書が1枚ごとの単票(つづられていない状態)になります。納付の際は、記載されている納期や納期限をよく確かめて納付してください。

バーコードが目印です
納付書は1枚ごとの単票(つづられていない状態)でまとめて送付されます。

お支払い可能なコンビニ店舗

エブリワン
MMK設置店
くらしハウス
ココストア
コミュニティ・ストア
サークルK
サンクス
スパー(北海道)
スリーエイト
スリーエフ
生活彩家
セイコーマート
セーブオン
セブン-イレブン
タイエー
デイリーヤマザキ
ハセガワストア
ファミリーマート
ポプラ
ミニストップ
ヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ローソン

軽自動車税もコンビニで納付できます

軽自動車税の納付書には、領収証書と一緒に「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」がついていますので、領収日付印を押印してもらい、それを車検の時に利用できます。ただし、有効期限欄に＊＊印のあるものは証明書として使用できません。

※町が納付確認できるまで1～2週間かかる場合があります。コンビニで納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、必ず「領収証書」を持参し、役場の窓口で提示してください。

納付は便利な口座振替を

コンビニ収納も便利ですが、口座振替を利用すると納めに行く手間が省けます。

口座振替の申し込みは役場または振替を希望する町内の金融機関の窓口で行なうことができます。詳しくはお問い合わせください。